

議 事 内 容

- 局長 会議に先立ち、佐賀県立大学(仮称)の設立に伴う、佐賀県農業会議事務局の移転について、その経緯と今後の予定について説明。
- 第101回常設審議委員会の定刻となりました。
はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 議長 それでは、ただいまから第101回常設審議委員会を開会いたします。
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長 本日は、審議委員の総数19名に対し15名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (資料1により報告)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条・4件を議題とします。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 また、常設審議委員会運営規程第17条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇・〇〇委員と〇〇・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 はじめに、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。
一括上程しますので、内容について、農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長	はじめに、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5-1 について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5-2 について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5-3 について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5-4 について、資料に沿って説明)
議長	農地法第 5 条関係 4 件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議長	はじめに、農地法第 5 条関係 1、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	申請地周辺の航空写真でいえば黄色の部分ですが、山林も含めて一体利用されますか。
〇〇農業委員会	一体利用して開発される計画となっております。
議長	他に、質問はありませんか。 (意見・質問等なし)
	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係 2、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請
の資材置場への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 農地区分が農用地域内農地となっておりますが、通常は第1種農地、第
2種農地等になるかと思いますが。

〇〇農業委員会 他にも市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地域内
にある農地ということで、農用地域内農地という土地の区分がありま
す。

〇〇委員 了解しました。

議長 農業施設への転用ではなく、資材置場への一時転用であれば、農地区
分は関係なく大丈夫でしょうか。

〇〇農業委員会 一時転用であれば、農地区分に関係なくできると考えております。

議長 他に、質問はありませんか。

(意見・質問等なし)

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、
異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係 3、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請
の産業用ガス製造工場への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょ
うか。

〇〇委員 議案の提案説明では、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設と
して町と雇用協定締結済とのことですが、内容はどうなっていますか。

- 〇〇農業委員会 新たに雇用される者の雇用の割合が全体の3割以上ということが原則ですが、今回の計画では、新規採用者16名に対して5名以上の雇用計画となっております。
- 〇〇委員 既存の工場は借地で老朽化しているとのことですが、跡地はどうなりますか。
- 〇〇農業委員会 借地でありますので、土地の所有者に返還すると聞いております。
- 〇〇委員 〇〇〇〇の従業員数は、現在何名ですか。
- 〇〇農業委員会 348名と聞いております。
- 〇〇委員 緑地、調整池、駐車場等の面積がわかれば教えていただきたいのですが。
- 〇〇農業委員会 内容説明
- 〇〇委員 雇用協定は、新規に工場を建設して、その従業員に対する地元農業者の割合が3割以上ということでしょうか。
- 〇〇農業委員会 そういうご理解でいいかと思えます。
- 議長 産業用ガス製造工場の建設ということで、地元説明は大丈夫でしょうか。
- 〇〇農業委員会 地元区長をはじめ地区の住民の方には説明をされており、同意もいただいておりますが、常設審議委員会の許可をいただいた後も、再度地元には説明を実施する予定となっております。
- 〇〇委員 この地区は、土地改良事業が完了してから20年以上経過していますが、土地改良施設への影響はないのでしょうか。
また、土地改良区の意見書はどのようになっていますか。
- 〇〇農業委員会 新たに土地改良等の事業を実施する計画はないと聞いております。
意見書の内容は、
①土地改良施設の利用を害さない工事を施工すること。②転用による害が生じた場合は、責任をもって復旧すること。③汚濁物の水路への流入を防止すること。④その他土地改良区の事業に支障をきたさないこと。
となっております。
- 議長 他に、ございませんか。

委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の造成土置場への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	造成土の計画はどのようになっていますか。
〇〇農業委員会	造成土の高さは1mで、隣接する水路から離して施工する計画です。
議長	他に、ご質問、ご意見はありませんか。 (意見・質問等なし) ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上をもちまして、本日の常設審議委員会を終了いたします。 皆さま、お疲れさまでした。 次回は9月17日(火)になりますので、ご予定をお願いします。

14時20分